

令和元年8月29日提出

令和元年9月市議会定例会 議案参考資料

木更津市

令和元年 9 月市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	件名	頁
議案第 7 5 号	木更津市名誉市民の履歴事項	1
議案第 8 1 号	木更津市教育委員会委員の履歴事項	2
議案第 8 2 号	木更津市公平委員会委員の履歴事項	3
議案第 8 3 号	木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の新旧対照表 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の新旧対照表 木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表	4
議案第 8 5 号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の新旧対照表	1 7
議案第 8 6 号	手数料条例の新旧対照表	2 0
議案第 8 7 号	木更津市印鑑条例の新旧対照表	2 3
議案第 8 8 号	木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	2 5
議案第 8 9 号	木更津市漁港管理条例の新旧対照表	2 7

履 歴 事 項

住 所

氏 名 水 越 勇 雄

生年月日

(職 業)

(経 歴)

(功 績)

水越勇雄氏は、3期12年間の市政運営を通じて、「元気な木更津」を目指し、活力あふれる創造性豊かなまちづくり、市民が安らぎと誇りを持てるまちづくりに誠心誠意務めてこられた。

この結果、東京湾アクアラインの接岸地である金田地区では、大型商業施設などの相次ぐ進出により、活況を呈しており、本市の交流人口、定住人口は共に増加している。

また、かずさアカデミアパークでの企業立地の進展、築地地区における大型商業施設の開業や「ちばアクアラインマラソン」の開催など、新たな南房総の玄関口としての本市のまちづくりを大きく前進させた。

議案第 8 1 号 (木更津市教育委員会委員の任命)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 大 野 美 鈴

生年月日

(経 歴)

議案第 8 2 号 (木更津市公平委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 露 崎 和 夫

生年月日

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
平成 2 7	1	1	
2 8	2	2	
2 9	2	2	
3 0	2	2	
令和元	1	1	

新旧対照表

○議案第83号 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第2項関係）

新	旧
<p>木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和30年9月23日 条例第59号</p> <p>（この条例の目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。第3条において「法」という。）第29条第4項の規定に基づき職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>（減給の効果） 第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし給料（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第 号）第19条から第22条までの報酬を除く。）</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和30年9月23日 条例第59号</p> <p>（この条例の目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>（減給の効果） 第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

新旧対照表

○議案第83号 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第3項関係）

新	旧
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号
(費用弁償) 第4条 略 (支給方法) 第5条 略 2・3 略 4 <u>日額</u> によつて報酬の額が定められている非常勤の特別職の職員等に対する報酬は、その非常勤の特別職の職員等が職務を行つた <u>日</u> について支給する。 5・6 略 7 非常勤の特別職の職員等の報酬は、別に条例で定めるものを除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は期間内に支給する。 (1)・(2) 略 (3) <u>日額</u> によつて報酬の額が定められているもの 職務を行つた日（月の初日から末日までの分を一括して支払うときは翌月の初日から25日まで） (4) 略 8 略 (規則への委任) 第6条 略 別表第1（第2条第1項・第4条第3項） 略 別表第2（第2条第1項・第4条第3項） 略	(報酬の特例) 第4条 別表第4に掲げる公民館の館長が別表第3に掲げる出張所・連絡所業務嘱託員を兼ねるときは、その兼ねる出張所・連絡所業務嘱託員の報酬は、支給しない。 (費用弁償) 第5条 略 (支給方法) 第6条 略 2・3 略 4 <u>日額又は半日額</u> によつて報酬の額が定められている非常勤の特別職の職員等に対する報酬は、その非常勤の特別職の職員等が職務を行つた <u>日又は半日</u> について支給する。 5・6 略 7 非常勤の特別職の職員等の報酬は、別に条例で定めるものを除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は期間内に支給する。 (1)・(2) 略 (3) <u>日額又は半日額</u> によつて報酬の額が定められているもの 職務を行つた日（月の初日から末日までの分を一括して支払うときは翌月の初日から25日まで） (4) 略 8 略 (規則への委任) 第7条 略 別表第1（第2条第1項・第5条第3項） 略 別表第2（第2条第1項・第5条第3項） 略

別表第3 (第2条第1項・第4条第3項)

(単位：円)

職名	種別	報酬額
専門委員	年	480,000
スポーツ推進委員	年	26,000
学校医 学校歯科医	年	均等割 1校 113,000 児童・生徒割 1人当たり 100
学校薬剤師	年	1校につき 77,500
就学指導専門医	日	25,000
生活保護嘱託医	月	44,800
老人ホーム入所判定委員	日	24,000
介護認定審査会委員	日	24,000
木更津市障害支援区分認定 等審査会委員	日	24,000
保育園嘱託医・嘱託歯科医	年	1園につき 71,800
児童扶養手当障害認定嘱託 医	日	児童扶養手当障害認定診断書1件に つき 7,000
保健医	日	25,000

別表第3 (第2条第1項・第5条第3項)

(単位：円)

職名	種別	報酬額
専門委員	年	480,000
スポーツ推進委員	年	26,000
公民館管理人	月	48,000
清見台公民館・コミュニテ ィーセンター附属体育館管 理人	月	69,000
学校医 学校歯科医	年	均等割 1校 113,000 児童・生徒割 1人当たり 100
学校薬剤師	年	1校につき 77,500
就学指導専門医	日	25,000
生活保護嘱託医	月	44,800
老人ホーム入所判定委員	日	24,000
介護認定審査会委員	日	24,000
木更津市障害支援区分認定 等審査会委員	日	24,000
保育園嘱託医・嘱託歯科医	年	1園につき 71,800
児童扶養手当障害認定嘱託 医	日	児童扶養手当障害認定診断書1件に つき 7,000
身体障害者福祉センター嘱 託医	月	43,000
身体障害者福祉センター機 能回復訓練士	日	22,000
身体障害者福祉センター機 能回復訓練補助員	日	20,000
保健医	日	25,000

健康増進センター嘱託医	月		30,000
産業医	月		30,000
予防接種健康被害調査委員会委員	日		24,000
火葬場事務嘱託員	日	死体火葬済の証明1件につき	100
埋火葬許可・火葬場使用許可事務嘱託員	日	埋火葬許可申請書1件につき	100
		火葬場使用許可申請書1件につき	100
証明交付事務嘱託員	日	住民票の交付請求書1件につき	100
		印鑑登録証明申請書1件につき	100
第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会委員	日	委員長	30,000
		委員	25,000
投票管理者	日		12,300
期日前投票所投票管理者	日		11,200
開票管理者	日		11,000
選挙長	日		11,000
投票立会人	日		11,300
期日前投票所投票立会人	日		9,600
不在者投票外部立会人	日		10,700
	時間		1,258

健康増進センター嘱託医	月		30,000
産業医	月		30,000
予防接種健康被害調査委員会委員	日		24,000
市政協力員	年		70,000
		(ただし、当該年度の初日における担当地域の世帯の数が200を超える場合は、その超える1世帯につき50円を加算する。)	
火葬場事務嘱託員	日	死体火葬済の証明1件につき	100
埋火葬許可・火葬場使用許可事務嘱託員	日	埋火葬許可申請書1件につき	100
		火葬場使用許可申請書1件につき	100
証明交付事務嘱託員	日	住民票の交付請求書1件につき	100
		印鑑登録証明申請書1件につき	100
出張所・連絡所業務嘱託員	日		7,200
不法投棄監視員	月		5,000
火葬場整備運営事業者選定委員会委員	日		25,000
第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会委員	日	委員長	30,000
		委員	25,000
投票管理者	日		12,300
期日前投票所投票管理者	日		11,200
開票管理者	日		11,000
選挙長	日		11,000
投票立会人	日		11,300
期日前投票所投票立会人	日		9,600
不在者投票外部立会人	日		10,700
	時間		1,258

		つき	
発達相談員	日	窓口相談・教室等業務	16,000
		個別相談業務	14,000
	半日	窓口相談・教室等業務	8,000
		個別相談業務	7,000
子ども家庭相談員	日		11,200
家庭相談員	日		10,200
主任母子・父子自立支援員 兼婦人相談員	日		10,700
母子・父子自立支援員兼婦 人相談員	日		9,700
聴覚障害者相談員	月		112,000
精神保健福祉相談員	月		126,000
パートタイマー職業相談員	月		100,000
消費生活相談員	日		10,000
消費生活相談補助員	日		6,500
市税等徴収指導員	日		18,000
市税等徴収補助員	月		80,000
		(ただし、勤務日数が16日未満の場 合は、80,000円に勤務日数を乗じて 得た数を20で除した額とする。) (加算) 現年度分徴収の場合(誤納の場合を 除く。) 徴収金額に百分の2を乗じた額 滞納繰越分徴収の場合(誤納の場合 を除く。) 徴収金額に100分の4を乗じた額 口座振替加入促進分(金融機関への 加入手続を代行した場合) 1件につき 1,000	
道路等境界確定補助員	月		150,000

鳥獣被害対策実施隊員	日	2,000
非常勤の特別職で規則で定めるもの	日	4,000円から7,700円までの範囲内で規則で定める額

別表第5 (第4条第3項第1号)

略

下水道排水設備等検査嘱託員	月	135,000
認知症地域支援推進員	時間	1,500
生活困窮者自立相談支援員	時間	1,500
介護相談員	日	9,000
鳥獣被害対策実施隊員	日	2,000
非常勤の特別職で規則で定めるもの	日	4,000円から7,700円までの範囲内で規則で定める額

別表第5 (第5条第3項第1号)

略

新旧対照表

○議案第83号 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第4項関係）

新	旧
<p>木更津市職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月27日 条例第2号</p>	<p>木更津市職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月27日 条例第2号</p>
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員（<u>木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第 号）第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。</u>）以外の非常勤職員</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が<u>木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。</u>）に基づく特別休暇（職員の出産の特別休暇に限る。）の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数を</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員（<u>木更津市一般職の臨時職員等の任用及び勤務条件に関する規則（平成14年木更津市規則第11号。以下「臨時職員等規則」という。）第2条第2号に規定する非常勤職員をいう。以下同じ。</u>）以外の非常勤職員</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が<u>臨時職員等規則第9条第2項第1号の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。</u>）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p>

いう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1)・(2) 略

(部分休業の承認)

第20条 略

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(3) 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年木更津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1)・(2) 略

(部分休業の承認)

第20条 略

2 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成7年木更津市規則第26号)第15条第7号の規定による特別休暇又は同規則第16条の3第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

<p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が<u>育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合</u>にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が<u>臨時職員等規則第9条第2項第2号の規定による特別休暇を承認されている場合</u>にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>
---	---

新旧対照表

○議案第83号 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第5項関係）

新	旧
<p>木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成7年3月25日 条例第1号</p> <p>（<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等）</p> <p>第17条 <u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、その職の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>	<p>木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成7年3月25日 条例第1号</p> <p>（<u>臨時的任用職員等</u>の勤務時間、休暇等）</p> <p>第17条 <u>一般職に属する臨時的任用職員及び非常勤職員</u>の勤務時間、休暇等については、その職の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>

新旧対照表

○議案第83号 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第6項関係）

新	旧
<p>木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 平成14年2月28日 条例第2号</p> <p>（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 （3） 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） （4）・（5） 略 3 略</p>	<p>木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 平成14年2月28日 条例第2号</p> <p>（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 （3） 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） （4）・（5） 略 3 略</p>

新旧対照表

○議案第83号 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第7項関係）

新	旧
<p>木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日 条例第3号</p> <p>（報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） 略</p>	<p>木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日 条例第3号</p> <p>（報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） 略</p>

新旧対照表

○議案第85号 職員の給与に関する条例及び木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p><u>（会計年度任用職員の給与）</u></p> <p><u>第8条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第13条の2第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p><u>（臨時的任用職員等の給与）</u></p> <p><u>第8条 一般職に属する臨時的任用職員及び非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）に対しては、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、市長が規則で定めるところにより給与を支給することができる。</u></p> <p><u>2 給与は、賃金、割増賃金若しくは期末賃金又は通勤手当相当額とする。</u></p> <p>（期末手当）</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員（第13条の2第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、</u>又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し、</u>又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p>

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 略
(勤勉手当)

第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 略

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第18条の4第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 略
(勤勉手当)

第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3 略

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第18条の4第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 略

新旧対照表

○議案第85号 職員の給与に関する条例及び木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和30年9月23日 条例第58号</p> <p>(休職の効果) 第4条 略 2～5 略 6 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u> (失職の特例) 第6条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予された者について、その刑に係る罪が公務上のもの又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）によるものであり、かつ、過失によるものであるときは、情状を考慮して特に必要があると認めるときに限り、当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 略</p>	<p>木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和30年9月23日 条例第58号</p> <p>(休職の効果) 第4条 略 2～5 略</p> <p>(失職の特例) 第6条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予された者について、その刑に係る罪が公務上のもの又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）によるものであり、かつ、過失によるものであるときは、情状を考慮して特に必要があると認めるときに限り、当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 略</p>

新旧対照表

○議案第86号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第3（第2条）			別表第3（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) <u>複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第3号の複合建築物をいう。）</u> <u>非住宅部分について(1)により算定した額に、住宅部分について(2)により算定した額を加えた額</u> (4) <u>建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに(1)から(3)までにより算定した額を合計した額</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)・(2) 略 (3) <u>複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第3号の複合建築物をいう。）</u> <u>非住宅部分について(1)により算定した額に、住宅部分について(2)により算定した額を加えた額</u>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申	(1) <u>建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申	変更認定申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1

<u>項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>請手数料</u>	<u>に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに次のア又はイにより算定した額を合計した額</u>	<u>項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>請手数料</u>	<u>項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</u>
		<u>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物のうち、エネルギー消費性能に係る部分に変更のあるもの 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</u>			
		<u>イ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されていない建築物 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分</u>			

		<p>に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 同 欄 に 定 め る 額</p> <p>(2) (1)以外の場合 変更 認定申請1件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>			
略			略		

新旧対照表

○議案第87号 木更津市印鑑条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市印鑑条例</p> <p>昭和47年9月28日 条例第32号</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第4条 市長は、申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）<u>第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</u>）若しくは通称（<u>同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（名については漢字、平仮名又は片仮名に替えられているもの及び外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、住民票の備考欄に記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。</u>）されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表しているものを除く。）</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項をあわせて表しているもの</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により登録申請の事実を確認したときは、当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>木更津市印鑑条例</p> <p>昭和47年9月28日 条例第32号</p> <p>(登録資格)</p> <p>第2条 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録の制限)</p> <p>第4条 市長は、申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）<u>第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（名については漢字、平仮名又は片仮名に替えられているもの及び外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあつては、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表しているものを除く。）</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項をあわせて表しているもの</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により登録申請の事実を確認したときは、当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

<p>(4) <u>氏名</u> (氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p> <p>第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>氏名、氏</u> (氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。) 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。) を変更したため、登録されている印鑑が第4条第1号に該当することになったとき。</p> <p>(6) 略</p>	<p>(4) <u>氏名</u> (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p> <p>第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 氏名、氏又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。) を変更したため、登録されている印鑑が第4条第1号に該当することになったとき。</p> <p>(6) 略</p>
---	--

新旧対照表

○議案第88号 木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市霊園の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月29日 条例第3号</p> <p>(一般墓地の使用申請者の公募)</p> <p>第8条 市長は、一般墓地の数、申請期間その他の規則で定める事項を公表して一般墓地を使用しようとする者を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>使用申請者が、焼骨を所持しているとき(墓地に埋蔵されている、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めている焼骨を含む。)</u>。</p> <p>(3) 略</p>	<p>木更津市霊園の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月29日 条例第3号</p> <p>(一般墓地の使用申請者の公募)</p> <p>第8条 市長は、一般墓地の数、申請期間その他の規則で定める事項を公表して一般墓地を使用しようとする者を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
<p>(一般墓地の使用権の承継及び消滅)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用権は消滅する。</p> <p>(1) <u>使用者が死亡したとき(死亡したときから3年以内に第1項の規定による使用権の承継を届け出た場合を除く。)</u>。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(一般墓地の使用権の承継及び消滅)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用権は消滅する。<u>ただし、第1項の規定による使用権の承継を願い出た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 使用者が死亡したとき。</p> <p>(2) 略</p>
<p>(合葬式墓地の使用者の資格)</p> <p>第25条 前条第1号に掲げる方法により合葬式墓地を使用することができる者は、現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの</p> <p>ア 焼骨を所持している者 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者</p>	<p>(合葬式墓地の使用者の資格)</p> <p>第25条 前条第1号に掲げる方法により合葬式墓地を使用することができる者は、現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの</p> <p>ア 焼骨を所持している者 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者</p>

と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあり、当該焼骨が次条第1項の許可の申請以前に墓地（一般墓地を除く。）に埋蔵されたことのない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めたことのないものであること。

イ 焼骨を所持していない者 自己の利用を目的とし、かつ、年齢が65歳以上であること。この場合において、2体用の納骨壇を使用するときは、許可を受けようとする者とその者以外の者が規則で定める関係にあり、許可を受けようとする者以外の者の年齢が65歳以上であること。

(2) 焼骨（生前に本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨であつて、次条第1項の許可の申請以前に墓地に埋蔵されたことのない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めたことのないものに限る。）を所持している者で、合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるもの。

(3) 第15条の規定による一般墓地の使用権を承継した者で当該一般墓地を返還したもののうち、第1号ア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの

2 略

（合葬式墓地の使用申請者の公募）

第27条 市長は、申請期間その他の規則で定める事項を公表し、合葬式墓地を使用しようとする者を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第24条第2号に掲げる方法によるとき。

(2) 使用申請者が、墓地に埋蔵されていない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めていない焼骨を所持しているとき。

(3) その他市長が特別の事由により使用させる必要があると認めるとき。

と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあること。

イ 焼骨を所持していない者 自己の利用を目的とし、かつ、年齢が65歳以上であること。この場合において、2体用の納骨壇を使用するときは、許可を受けようとする者とその者以外の者が規則で定める関係にあること。

(2) 第15条の規定による一般墓地の使用権を承継した者で当該一般墓地を返還したもののうち、前号ア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの

2 略

（合葬式墓地の使用申請者の公募）

第27条 市長は、申請期間その他の規則で定める事項を公表し、合葬式墓地を使用しようとする者を公募するものとする。ただし、第24条第2号に掲げる方法その他市長が特別の事由により使用させる必要があると認めるときは、この限りでない。

新旧対照表

○議案第89号 木更津市漁港管理条例の一部を改正する条例

新					旧						
木更津市漁港管理条例 昭和59年3月30日 条例第8号					木更津市漁港管理条例 昭和59年3月30日 条例第8号						
別表第1（第13条）					別表第1（第13条）						
財産又は事務の種類	使用料等の名称	区分	単位	額	財産又は事務の種類	使用料等の名称	区分	単位	額		
木更津市漁港管理条例に基づくもの	漁港施設使用料	泊地	給油船	総トン数1トンにつき	22円（使用期間が1月以上の使用料については20円）	木更津市漁港管理条例に基づくもの	漁港施設使用料	泊地	給油船	総トン数1トンにつき	21円60銭（使用期間が1月以上の使用料については20円）
			船舶 （停けい泊期間が1月未満の漁船並びに3日以内の船舶及び海難のため入港した船舶を除く。）	総トン数1トンにつき	44円（使用期間が1月以上の使用料については40円）				船舶 （停けい泊期間が1月未満の漁船並びに3日以内の船舶及び海難のため入港した船舶を除く。）	総トン数1トンにつき	43円20銭（使用期間が1月以上の使用料については40円）
		岸壁物揚場 （物揚場以外漁港施設で荷揚の用に供するものを含むもの。）	漁獲物	100キログラムにつき	3円30銭			岸壁物揚場 （物揚場以外漁港施設で荷揚の用に供するものを含むもの。）	漁獲物	100キログラムにつき	3円24銭
			漁獲物以外のもの	1トンにつき	55円				漁獲物以外のもの	1トンにつき	54円
	略					略					
	略					略					
別表第2（第14条）					別表第2（第14条）						

占用料等の名称	区分	単位	額
土砂採取料	砂	1 立方メートルにつき	230円
	土砂	1 立方メートルにつき	160円
略			

占用料等の名称	区分	単位	額
土砂採取料	砂	1 立方メートルにつき	200円
	土砂	1 立方メートルにつき	140円
略			